

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策 (令和2年5月31日現在)

※ 詳細は、各担当窓口にお問い合わせください。

【大洲市】①

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	給付金	特別定額給付金	給付対象者1人につき10万円	給付対象者は、令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている人で、受給者は、原則世帯主。 <u>（大洲市の申請期限は、令和2年8月11日（火）まで）</u>	企画情報課 特別定額給付金担当窓口 0893-57-9995
		子育て世帯臨時特別給付金	児童手当を支給する世帯に対し臨時特別給付金を支給 (対象児童1人につき1万円)	平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どもの児童手当を受給されている世帯(特例給付の人を除く)	子育て支援課 子ども相談係 0893-24-5718
		傷病手当金の支給 (国民健康保険)	申請により傷病手当金を支給	新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない被用者 ※詳細は、決まり次第お知らせします。	保険年金課 国保係 0893-24-1713
		資格証明書の取り扱い (国民健康保険)	資格証明書を被保険者証とみなして保険給付を適用	新型コロナウイルス感染の疑いがあり、医療機関等を受診する資格証明書該当者	
		傷病手当金の支給 (後期高齢者医療保険)	申請により傷病手当金を支給	新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができない被用者 ※詳細は、決まり次第お知らせします。	保険年金課 高齢者医療係 0893-24-1713
		住居確保給付金の支給 対象の拡大	離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある者に給付金を支給	(1) 離職または減収により困窮し、住居喪失した、または、住居喪失のおそれがある者 (2) 離職・廃業後2年以内または給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した者	大洲市社会福祉協議会 0893-23-0313
	貸付制度	緊急小口資金 (特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額費用を貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯であること。	
			総合支援資金 (特例貸付)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などで生活に困窮した場合に、生活再建までの間に必要な費用を貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯であること。

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	税金	地方税の徴収の猶予	一時に納税が困難な場合、1年間納付を猶予	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難な場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる。 （令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税）	税務課 収納係 0893-24-1711
		軽自動車税環境性能割臨時的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の期限を6か月延長	令和3年3月31日までに軽自動車（自家用車の乗用）を購入などにより取得し、軽自動車検査協会に登録された車両が対象	
		国民健康保険税の減免	申請により国民健康保険税を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷など、または、事業収入などの減少が見込まれる者	税務課 市民税係 0893-24-1711
		個人住民税 イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用	イベントなどを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した場合、放棄した金額について寄附金控除対象	政府の自粛要請を踏まえ、イベントなどを中止などした事業者に対する払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額について寄附金控除の対象とする。	
		個人住民税 住宅ローン控除の適用要件の弾力化	一定の要件を満たした家屋へ入居できない場合において、住宅ローン控除の期間延長や適用要件の弾力化	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の要件を満たした家屋へ令和2年12月31日までに入居できない場合において、住宅ローン控除の期間を延長	
	保険料	後期高齢者医療保険料の減免	申請により後期高齢者医療保険料を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷など、または、事業収入などの減少が見込まれる者	保険年金課 高齢者医療係 0893-24-1713
		後期高齢者医療保険料の徴収猶予	申請により後期高齢者医療保険料の徴収を最大6か月猶予	主たる生計維持者が死亡、受傷など、または、事業収入などの減少が見込まれる者	
		国民年金保険料免除などに係る臨時特例	収入が減少した人に対し保険料を免除	(1) 収入の減少 (2) 収入の減少により相当程度まで所得低下の見込みがあること	保険年金課 年金係 0893-24-1713
		介護保険料の減免	申請により65歳以上の介護保険料を減免	主たる生計維持者が死亡、受傷など、または、事業収入などの減少が見込まれる者	高齢福祉課 介護保険管理係 0893-24-1714
		介護保険料の徴収猶予	申請により65歳以上の介護保険料の徴収を最大6か月猶予	主たる生計維持者が死亡、受傷など、または、事業収入などの減少が見込まれる者	

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
個人	保育料	保育料および副食費の減免	国の緊急事態宣言および県の感染警戒期間中（4/20～5/31）に保育所、認定こども園、幼稚園を欠席した場合、欠席日数に応じて保育料および副食費を減免	保育所（認可外を除く）、認定こども園、幼稚園に通う児童が期間中に欠席した場合	子育て支援課 子育て支援係 0893-24-5718
	水道・下水道	水道使用料の徴収猶予	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入が減少している場合など	水道課 管理係 0893-24-3753
		下水道・農業集落排水処理施設使用料	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入が減少している場合など	下水道課 管理係 0893-24-1720
	道路関係	市道占用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、占用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	建設課 管理係 0893-24-1716
		法定外公共物使用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、使用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	
事業者	大洲市	新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金	愛媛県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借り入れた市内事業者に対して借入日から当初3年以内の利子を補給	愛媛県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策資金」を借入していること 大洲市内に事業所を有していること	商工産業課 0893-24-1722
		セーフティネット保証4号	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	原則として最近1か月間の売上高などが前年同月と比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同月と比べて20%以上減少することが見込まれること	
		セーフティネット保証5号	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	保証対象業種に該当していること 原則として最近3か月間の売上高もしくは直近1か月及び直近1か月を含む3か月の見込売上高が前年同月と比べて5%以上減少していること	

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	大洲市	危機関連保証	一般保証とは別枠の保証枠を拡大	原則として最近1か月間の売上高などが前年同月と比べて15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同月と比べて15%以上減少することが見込まれること	商工産業課 0893-24-1722
		小規模事業者持続化補助金における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の証明書の発行	持続化補助金を申請する際に、加算措置・概算払いを受けるための証明書を発行	(加算措置) 2月以降の任意の月の売上高が前年同月比で10%以上減少していること (概算払い) 2月以降の任意の月の売上高が前年同月比で20%以上減少していること	
		大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金	(テイクアウト、デリバリー、オンラインサービス等支援事業補助金) テイクアウト、デリバリー、オンラインサービス等の3密を避けながら売上の維持・拡大に取り組む事業者を対象に必要な経費に対して補助金を交付 (雇用調整助成金申請事務支援事業補助金) 雇用調整助成金の申請を社会保険労務士等に依頼する事業者を対象に、社会保険労務士等に対して支払う手数料等に対して補助金を交付	(テイクアウト、デリバリー、オンラインサービス等支援事業補助金) 令和2年2月から令和2年12月までのうちいずれか1か月間の売上が、原則として前年同月比で20%以上減少している市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者 (雇用調整助成金申請事務支援事業補助金) 新型コロナウイルスの影響を受けて、国の雇用調整助成金を申請する市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者	
		中小企業等が所有する固定資産税の軽減(令和3年度)	中小企業などが所有する固定資産税の軽減	認定経営革新等支援機構などで、令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同時期と比べて30%以上50%未満減少、または50%以上減少していると認められた中小事業者など ※詳細は、決まり次第お知らせします。	
		生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長(令和3年度、令和4年度)	(1) 既存の固定資産税の特例の対象資産に事業用家屋と構造物を追加 (2) 令和4年度まで期間延長	(1) 大洲市から先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業など (2) 新規の設備投資であること(機械および装置、器具および備品、工具、建物付属設備、事業用家屋、構築物)なお、事業用家屋については、合計300万円以上の先端設備とともに導入したものを。 ※詳細は、決まり次第お知らせします。	

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	大洲市	地方税の徴収の猶予	一時に納税が困難な場合、1年間納付を猶予	令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）に収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納税することが困難な場合、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税）	税務課 収納係 0893-24-1711
		軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の期限を6か月延長	令和3年3月31日までに軽自動車（自家用車の乗用）を購入などにより取得し、軽自動車検査協会に登録された車両が対象	
		新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等	これまで外出していた障がい者が外出できなくなったため、受け入れ先として新たなニーズが発生した施設のスタッフ増員に対する人件費補助	地域活動支援センターまたは日中一時支援事業所のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いスタッフの増員をした事業所	社会福祉課 障がい福祉係 0893-24-1758
		水道使用料の支払猶予	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合等	水道課 管理係 0893-24-3753
		下水道・農業集落排水処理施設使用料の支払猶予	申請により最長2か月間の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少している場合等	下水道課 管理係 0893-24-1720
		市道占用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、占用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	建設課 管理係 0893-24-1716
		法定外公共物使用料の納入期限の延長	申請により2か月以内に限り期限を延長	緊急事態宣言による外出自粛要請その他やむを得ない理由により、使用料の納入告知書の納入期限までに納入が困難な場合	
	愛媛県	えひめ版協力金	4月13日から5月31日までに3密を避ける防止設備の設置など、新たな取り組みをした事業者に5万円を支給	全国チェーンを除く飲食店1,000㎡以下の地元スーパー・小売店の3密を避ける防止設備の設置など新たな取り組みをすること	新型コロナウイルス感染症対策 企業電話相談窓口 089-909-3842
			5月1日から5月31日までの宿泊予約を施設側から延期等の日程調整をした宿泊業者へ日程調整した人数1人につき5,000円、上限30人泊まで支給	5月1日から5月31日までの宿泊予約を施設側から延期等の日程調整をしたこと	

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	愛媛県	えひめ版協力金 (続き)	5月1日から5月31日までに複数の店舗により、ローテーション営業を行う商店街などへ1グループあたり10万円を支給	複数の店舗によるGW中の3密を避けるため、ローテーション営業を行うなどの取り組みをすること	新型コロナウイルス感染症対策 企業電話相談窓口 089-909-3842
			5月20日から6月30日までに新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」に関する啓発活動を行う商店街振興組合等1団体に10万円を支給	厚労省が示す新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を啓発する横断幕等を、来街者の目の触れやすい場所に設置することなど	
			4月1日から6月30日までに前向きに移動販売やドライブスルー、共同販売など新しい取り組みを実施した事業者へ1事業者あたり20万円を支給	移動販売やドライブスルー、複数店舗による共同販売など、新しい取り組みをすること	
			5月1日から6月30日までにテレワークオフィスとして、宿泊室などを県民向けにデューズで貸し出す宿泊事業者などへ1室あたり3,000円以内+広報PR経費など1事業者あたり3万円を支給	テレワークオフィスとして、宿泊室などを県民向けにデューズで貸し出すなどの取り組みをすること	
			4月1日から12月31日までにマスクなどの医療物資等を新たに試作開発する事業者へ1事業者あたり100万円を支給	マスクなど医療関連物資等の製造に新たに取り組むこと	
		えひめ版創業者持続化緊急給付金	経済基盤が弱い創業後間もない事業者に対し、1事業者あたり法人50万円、個人事業者25万円を支給	令和2年1月から6月までの任意のひと月の事業収入実績が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた1月から6月のうちの任意のひと月の事業収入と比較して50%以上減少していることなど	新型コロナウイルス感染症対策 企業電話相談窓口 089-909-3842
		愛媛県緊急地域雇用維持助成金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主へ支給率に応じて助成	愛媛県内に所在する事業者で新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金の支給決定を受けた事業主	愛媛県 産業人材室 089-912-2505

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	金融機関	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金	愛媛県内の事業者へ年利1%保証料全額県負担の融資 (年利1%は実質3年間無利子)	愛媛県内に事業所を有し、セーフティネット保証4号、5号または危機関連保証のいずれかの市町長の認定を受けていること	民間金融機関 (伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、香川銀行など) 愛媛県信用保証協会
		愛媛県緊急経済対策特別支援資金	年利1.5%の融資	最近1か月の売上高が過去3年間のいずれかの同期と比較して3%以上減少していること	
	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則として最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること	日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 089-941-6148 中小企業事業 089-943-1231
		生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則として最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少していること	
		新型コロナウイルス対策衛経融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	生活衛生関係の事業を営む方で原則として最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者であること	
		衛生環境激変対策特別貸付	基準金利-0.9%の融資	旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること	
	中 小 企 業 庁	持続化給付金	1事業者あたり法人200万円以内、個人事業者などは100万円以内を支給	新型コロナウイルスの影響により、売上が原則として前年同月比で50%以上減少していること	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
		特別利子補給制度	3年間の利子補給	日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス若しくは商工中金などによる「危機対応融資」を借入をした事業者 小規模事業者(法人事業者)の場合は、売上高が15%減少していること、中小企業者の場合は、売上高が20%以上減少していること、個人事業主(小規模に限る)は売上要件なし	中小企業金融相談窓口 0570-783-183

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	中小企業庁 (続き)	ものづくり・商業・ ビス補助	新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために新製品・サービス開発や生産プロセス改善を行う事業者を対象に「特別枠」を設置、さらに上乗せ支援を実施	補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資であること ・ サプライチェーンの毀損への対応 ・ 非対面型ビジネスモデルへの転換 ・ テレワーク環境の整備	愛媛県中小企業団体 中央会ものづくり支援室 089-990-3031
		IT導入補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ITツール導入による業務効率化等に取り組む事業者を対象に「特別枠」を設置、さらに上乗せ支援を実施	補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資であること ・ サプライチェーンの毀損への対応 ・ 非対面型ビジネスモデルへの転換 ・ テレワーク環境の整備	一般社団法人サービス デザイン推進協議会 0570-666-424
	厚生省 厚労働	雇用調整助成金の特例 措置	一時的に休業などを行い、労働者に休業手当を支払って雇用維持を図った事業者に支払った休業手当の最大10/10を助成	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働基準法の基準(60%)を満たす休業手当等を支払うこと	ハローワーク大洲 0893-24-3191
		小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (事業者向け)	臨時休業などした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対して休暇中に支払った賃金相当額を支給	臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させること	学校等休業助成金・ 支援金コールセンター 0120-60-3999
		小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	臨時休業などした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要になったフリーランスに対して就業できなかった日に応じて1日あたり4,100円を支給	臨時休業などをした小学校などに通う子どもの世話をを行うことが必要になり、就業できなかったこと	
	商工会議所 商工会	持続化補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、販路開拓等に取り組む小規模事業者を対象に「特別枠」を設置、さらに上乗せ支援を実施	小規模事業者であること、かつ補助対象経費の6分の1以上が以下の要件に合致する投資 ・ サプライチェーンの毀損への対応 ・ 非対面型ビジネスモデルへの転換 ・ テレワーク環境の整備	大洲商工会議所 0893-24-4111 長浜町商工会 0893-52-0312 川上商工会 0893-34-2531
		新型コロナウイルス対策 マル系融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	最近1か月間の売上が5%以上減少し、商工会議所・商工会・商工会連合会による経営指導を受けた小規模事業であること	
	商工組合 中央金庫	危機対応融資	実質的な3年間無利子・無担保融資	原則として最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少していること	商工組合中央金庫 松山支店 089-912-9151

対象	区分	名称	概要	主な条件など	担当窓口
事業者	中小企業 基盤整備 機構	小規模企業共済制度の 例緊急経営安貸付	無利子融資	小規模企業共済の契約者であり、かつ新型コロナウイルスの影響を受けて最近1か月の売上が前年又は前々年同期と比較して5%以上減少していること	中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171
	経産省	サプライチェーン対策の ための国内投資促進事業	国内へ生産拠点などを整備しようとする際の設備導入などに対して補助金を交付	特定国に依存する製品・部素材の依存度低減のための拠点整備、国民が健康な生活を営むうえで重要な製品などの生産拠点などの整備に取り組むこと	みずほ情報総研(株)社会政策コンサルティング部 03-6825-5476
		海外サプライチェーン多 元化等支援事業	製品・部素材の海外製造拠点の複線化など、サプライチェーン強靱化に向けた設備導入・実証事業・事業実施可能性調査などに対して補助金を交付	企業によるASEAN諸国への設備投資、実証事業・事業実施可能性調査に取り組むこと	経済産業省 貿易経済協力局 03-3501-6759
農業関係	大洲市	大径原木加工施設整備 急対策	行き場のなくなった大径原木を有効活用し、付加価値の高い木材製品に転換するための加工施設の整備を支援	(対象者) 木材関連事業者等 国 → 都道府県 → 木材関連事業者等 (補助率) 定額(1/2以内) (事業実施主体) 都道府県	農林水産課 林業振興係 0893-24-1727
		国産農畜産物供給力強 化対策	産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	(対象者) 事業実施主体 国 → 都道府県 → 都道府県・市町村・農業者の組織する団体等 (補助率) 事業費の1/2 (事業実施主体) 都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	農林水産課 農業振興係 0893-24-1727
	大洲市 農業再生 協議会 (大洲市)	高収益作物次期作支援交 付金	① 次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援 ② 需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援 ※ 政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援	(対象者) 生産者 国 → 協議会等 → 生産者 (補助率) ① 5万円/10a※ ② 取組毎に2万円/10a※ ※ 中山間地域等では支援単価を1割加算 (事業実施主体) 協議会等	